優経通信

2019
4月号 VOL. 088

新たな元号が「令和」に決まりましたね。今回の改元は天皇陛下の生前退位によるもので、全般的に明るいムードが漂っている印象があります。元号制度は世界で唯一のもので、グローバルな視点から見ても独自の文化は誇りに思いたいです。
「令」の字が命令を連想するなど批判的な声もありますが、賛否に 100%はないので、生活の中に溶け込んでいくのではないでしょうか。「和」は争わない意味があるのは、いうまでもなく、大和、和風など日本の独特な部分を表す言葉でもあります。
争いのない、穏やかで明るい時代になることを願いたいものです。

生前贈与の注意点

相続税の節税の対策として有効な**生前贈与**について、注意点を整理したいと思います。
生前贈与とは、①当事者の一方が財産をタダであげる意思を示し②相手がそれを承諾することで、成立します。つまり、あげる側ともらう側で合意することが必要で、当事者の一方に意思があっても、相手がそれを知らなければ、贈与は不成立となります。

【税務署に認められない名義預金】

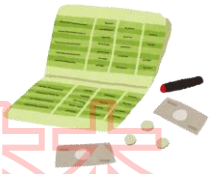

名義預金の名義とは、銀行口座の名義が、実際の所有者とは異なることを意味しています。親が子のために、子の名義で銀行口座を開設して、預金することがありますが、子がこのことを知らなかった場合は、預金は親の遺産とされます。まず、贈与が当事者の合意により成立したことを残すために、贈与契約書を作成し、お互いが自署して、一方が勝手に作成したと言われないようすることです。預金通帳と印鑑は贈与を受けた側が管理することも大切です。
ちなみに、祖父母から孫への贈与の場合など、孫が未成年の場合には、孫の親が親権者（法定代理人）として贈与契約書に自署します。

【贈与後３年間は効果がありません】

子供たちに贈与して将来の遺産を減らすことができたとしても、基本的に3年間分は、相続税がかかります。なぜなら、相続発生の3年前までに相続人に贈与をした財産は相続財産に持ち戻される決まりがあるからです。相続直前の駆け込み贈与をして、相続税を過度に減らすことを防止するためです。ちなみに、相続財産に持ち戻されるのは、相続税の計算上の話ですので、贈与がされたこと自体は有効で、その贈与財産は、基本的に遺産分割対象にはなりません。相続によって遺産を取得しない者（孫や相続を放棄した人など）については、相続前３年以内の贈与であっても、相続財産に持ち戻さないので、子の他に孫へも行うと、人数が増えることで、毎年の贈与できる金額も増やしながら、孫への分は、相続の年の分まで相続財産を減らすことができることになります。

【連年贈与】

110万円を結果として10年間贈与すると1100万円が無税で贈与できます。しかし、毎年贈与契約書を作成するのが面倒なことから、「110万円を10年間にわたり贈与する」という契約書を作成してしまうと、初年度に1100万円に対して贈与税がかかってしまいます。110万円を10年間贈与することが契約されたということは、贈与契約自体は初年度に成立しており、実際の送金が10年間に分割して行われているに過ぎないとする、これを連年贈与といいます。そのため、贈与契約書は、毎年改めて作成し、毎年110万円の贈与が成立したことを残すようにしましょう。

【一世代飛ばし効果】

通常は、親から子へと世代ごとに相続され、都度相続税がかかりますが、孫へ一世代飛ばして相続し、相続税がかかる回数を減らすことも可能です。しかし、基本的に親から孫への相続税は2割増しとする決まりになっているので、贈与にはこの決まりがないため、効果があり、節税には有効です。

転載禁止

「相続・贈与のＱ＆Ａ」

Q.家電、家具、日用品・・・相続税評価必要？

相続した家財道具などの家庭用動産のうち、１つまたは、１組の価格が５万円以下のものは、相続税評価額を「一式 10 万円」などとまとめて申告することができます。
相続財産には、金額が大きな不動産や現預金、有価証券だけでなく、家財道具や車、アクセサリーも含まれます。
家具や家電などの財産の相続税評価額をひとつひとつ算出するのは、現実的ではありませんが、申告しなければ相続財産の隠ぺいと税務署に判断されてしまいます。そのため、家庭用動産で５万円以下のものは、「家財道具一式 10 万円」のようにまとめて申告できることになっています。
ある程度の価値が見込まれる絵画、骨董品、貴金属は、一式としてまとめて申告せず、その分野に詳しい専門家に個別に鑑定してもらいましょう。

Q.結婚 20 年以上の夫婦の贈与特例は借地の取得にも使えますか？

結婚 20 年以上の夫婦の間での住宅資金の贈与では、贈与税の基礎控除額は 110 万円とは別に**最大２千万円まで**、所得から控除できる特例の適用が可能です。特例の対象となる贈与財産は、居住用の不動産の取得資金か、居住用の不動産そのものです。この「取得資金」には借地権が設定されている土地の購入費用も含まれます。
特例は居住用の不動産が対象ですが、必ずしも全てを住まいとして使っている必要はなく、店舗併用住宅でも適用可能です。
また、特例を適用するには、贈与を受けた人が翌年の３月 15 日まで住み、それ以降も住む見込みでなければ、なりません。

知っとこ！「税務のマメ知識」

【蛍光灯をＬＥＤに交換する費用は一括損金】

ＬＥＤ電球は通常の白熱電球と比べて省エネ性能に優れており、消費電力は ４ 分の１から６分の１程度に抑えられるそうです。この交換費用は「修繕費」として交換時の損金にできることになっています。
一般に、固定資産の修理や改良のための支出」のうち、固定資産の維持管理や現状回復のための費用は修繕費として支出した時に損金算入が認められますが、その修理が固定資産の使用可能期間を延長させるか価値を増加させるものであると、「資本的支出」となり、損金にはできません。蛍光灯型ＬＥＤランプへの交換は、節電効果や使用可能期間は向上するものの、「照明設備がその効用を発揮するための一つの部品」とみなされるうえ、その部品の性能が高まったから建物付属設備の価値が高まったとはいえないので、修繕費計上が認められています。

【領収書をＰＤＦにしてメール送信は印紙税の対象になりますか】

領収書やレシートは印紙税が課税される「課税文書」であるため、通常は印紙税の対象となります。しかし、ＰＤＦ化した領収書を電子メールで送付する際には、税法上では領収書を発行したとはみなされないので課税されません。
コピーした領収書には、印紙税は課税されないというルールに準じ、顧客が電子メールで受け取った領収書を紙に印刷しても印紙税の対象にはなりません。

4 月の運勢

おひつじ座
交友範囲が広がり、たくさんの人と知り合いになりますが、上手に距離をとるのも必要です。

おうし座
盛り上がりやすい傾向にありますが、楽しみ９割・努力一割くらいの配分を心かけて。

ふたご座
自分の気持ちを抑えてしまいがちな時期です。どうしてもやりたくないことは、パスしましょう。

かに座
まだ時間的に余裕のある作業に着手して、みると、試しているうちに、すきま時間で終わりそうです。

しし座
新年度の始まりに、未来に向かって、高い目標を掲げましょう！不可能が可能に。

おとめ座
重要でないことに、忙殺され、大事な時にエネルギー切れしそうです。頼まれごとを断る勇気をもって。

てんびん座
非常にまれな幸運がやってきそうです。注目され過ぎることもありそうなので、注意です。

さそり座
仕事がとてもでき、パワーとスピードが充実。言葉がきつくならないように。

いて座
勘違いをしやすいときです。対処する時間も能力もあるので、慌てずに。

やぎ座
指作業がはかどり、いつも以上の成果が出ます。働いた後は、体調管理も忘れずに。

みずがめ座
友達との楽しいショッピングに吉。お得な情報もゲットできそうです。

うお座
良い結果が出やすい今月、積極的に新たなことに取り組みましょう。優しい顔で過ごして。

優経税理士法人

（経済産業省認定）経営革新等支援機関
〒162-0825 東京都新宿区神楽坂 6-48 TOMOS 神楽坂 4 階
TEL03-5206-7457　FAX03-5206-7458
ukz@uk-g.co.jp　http://www.uk-g.co.jp

いつでもお気軽にお問い合わせください。
スタッフ一同、心よりお待ちしております。